

サービス管理責任者の資格要件に係る実務経験内容及び必要年数について

指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行うものとして厚生労働大臣が定めるもの等

(平成 18 年 9 月 29 日厚生労働省告示第 544 号)

業務範囲	業務内容	必要年数
障害者の保健、医療、福祉、就労、教育の分野における支援業務	<p>1 相談支援業務</p> <p>① 施設等において相談支援業務に従事する者</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 障害児相談支援事業、身体（知的）障害者相談支援事業、障害児（者）地域療育等支援事業、市町村障害者生活支援事業 ○ 児童相談所、身体（知的）障害者更生相談所、精神障害者地域生活支援センター福祉事務所、保健所、市町村役場 ○ 身体（知的）障害者更生施設、障害者支援施設、老人福祉施設、精神保健福祉センター、救護施設及び更生施設、介護老人保健施設、指定居宅介護支援事業所 	5
	<p>② 保険医療機関において相談支援に従事する者で、次のいずれかに該当する者。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 社会福祉主事任用資格を有する者 (2) 訪問介護員 2 級以上に相当する研修を修了した者 (3) 国家資格等を有する者 (4) ①、③、④に従事した期間が 1 年以上である者 	5 年以上
	<p>③ 障害者職業センター、障害者雇用支援センター、障害者就業・生活支援センターにおける就労支援に関する相談支援の業務に従事する者</p>	
	<p>④ 特別支援学校における進路指導・教育相談の業務に従事する者</p>	
	<p>⑤ その他これらの業務に準ずると名古屋市長が認めた業務に従事する者</p>	
	<p>2 直接支援業務</p> <p>⑥ 施設及び医療機関等において介護業務に従事する者</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 障害者支援施設、身体（知的）障害者更生施設、身体障害者療護施設、身体（知的）障害者授産施設、身体（知的）障害者福祉ホーム、身体障害者福祉センター、知的障害者デイサービスセンター、知的障害者通勤寮、精神障害者社会復帰施設、老人福祉施設、介護老人保健施設、療養病床 ○ 障害福祉サービス事業、老人居宅介護等事業 ○ 保険医療機関、保険薬局、訪問看護事業所 	10 年以上
	<p>⑦ 特例子会社、重度障害者多数雇用事業所における就業支援の業務に従事する者</p>	
	<p>⑧ 特別支援学校における職業教育の業務に従事する者</p>	
	<p>⑨ その他これらの業務に準ずると名古屋市長が認めた業務に従事する者</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 市町村から補助金又は委託により運営されている地域活動支援センター 	
	<p>3 有資格者等</p> <p>⑩ 上記「直接支援業務」に従事する者で、次のいずれかに該当する者</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 社会福祉主事任用資格を有する者 (2) 訪問介護員 2 級以上に相当する研修を修了した者 (3) 児童指導員任用資格者 (4) 保育士 (5) 精神障害者社会復帰施設指導員任用資格者 	5 年以上
	<p>⑪ 上記「相談支援事業」及び上記「直接支援業務」に従事する者で、国家資格等による業務に 3 年以上従事している者</p>	3 年以上